

都道府県
各 指定都市 児童福祉主管課 御中
中核市

厚生労働省子ども家庭局保育課

保育対策総合支援事業費補助金の交付要綱（案）等の送付について

平素より、保育施策の推進について、格段のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。
今般、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 一第2弾一」（令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）を受けて行う新型コロナウイルス感染症対策の一環で、保育所等における緊急対応策として、「保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について」（平成30年10月17日付け厚生労働省発子1017第5号 厚生労働事務次官通知）の別紙「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）を別添のとおり一部改正する予定ですので、下記をご参照の上、交付申請手続きを行っていただきますよう、お願いいたします。

なお、「認可保育所等設置支援事業の実施について」（平成29年3月31日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添7「保育環境改善等事業実施要綱」についても、別途改正する予定であることを申し添えます。

記

1 交付申請書の提出について

ア 交付申請書の提出期限

- ・電子メール（Excel）： 令和2年3月13日（金）【厳守】
- ・公文（PDFでも可）： 令和2年3月17日（火）

イ 交付申請書の提出方法

- ・交付要綱様式により申請してください。
- ・上記期限までに Excel ファイル及び公文の提出をお願いいたします。なお、公文を期日までに郵送にて提出することが困難な場合は、先に PDF でメール提出いただき、原本は追って送付で構いません。

提出先：厚生労働省子ども家庭局保育課保育士対策係

電子メールアドレス：hotai-hojokin@mhlw.go.jp

2 留意点

- ① 交付申請書の発出日については、交付要綱発出日（今週中予定）以降としてください。
- ② 今回の変更申請においては、保育環境改善等事業（安全対策事業のうち新型コロナウイルス感染症対策として行う場合）のみ受け付けます。他の事業の追加・減額申請は受け付けませんのであらかじめご了承ください。
- ③ 申請書類の提出に当たっては、記載例を参考に、変更交付申請後の金額を反映した交付申請書（別紙様式3、4、5、市町村別内訳表）、所要額総括表、所要額調書及び保育環境改善等事業の「安全対策事業のうち新型コロナウイルス感染症対策として行う場合」に係る別表2の26-6(2)⑦-2を作成してください。
- ④ 年度内に概算払することを予定しております。交付決定時に再度お知らせしますが、年度末までに受入漏れのないようご注意ください。

3 地方繰越について

今年度に交付決定を受ける保育環境改善等事業について、当初年度内に事業完了を予定していたものの、避けがたい事由により年度内に完了できなくなった場合には、予算の繰越を行うことが可能です。該当のある場合は、予算の繰越を行うとともに、交付要綱6(4)の条件にも付されているとおり、厚生労働大臣に報告をしてその指示を受けなければならないこととされております。

具体的な手続については、2月26日(水)のメール「【厚労省：ご連絡】保育所等改修費等支援事業及び保育環境改善等事業の繰越手続について」にてお知らせしておりますので、該当する事案が生じた場合は、交付決定後速やかに必要書類をご提出くださいますよう、お願いいたします。

厚生労働省 子ども家庭局 保育課
(交付申請の手続について)
保育士対策係
TEL :03-5253-1111(内線:4858、4958)
(保育環境改善等事業について(繰越手
続含む))
予算係
TEL :03-5253-1111(内線:4837)
FAX :03-3595-2674